

鳥栖商工会議所会員事業所健康診断推進事業 (会議所生命共済還元事業含む)

会員中小企業の経営者・役員・後継者・従業員の健康維持が企業の安定発展のために欠かせない条件です。そのため、日頃より健康診断を受診することにより、自らの健康管理を図ることを目的に実施するものです。

実施にあたりましては、市内医療機関の理解を頂き、多大の協力を得ております。ぜひこの機会に実施されますようお勧め致します。

実施機関 鳥栖商工会議所 TEL83-3121 FAX83-8888

利用者 鳥栖商工会議所の会員事業所の事業主・役員・従業員及び
会議所生命共済加入事業所の事業主・役員・従業員

検診内容

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ①既往歴及び業務歴の問診 | ⑥血糖検査 |
| ②尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) | ⑦自覚症状及び他覚症状の有無の検査 |
| ③貧血検査(血色素、血球数) | ⑧身長、体重、視力及び聴力の検査 |
| ④肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP) | ⑨胸部X線の検査 |
| ⑤血中脂質検査(トリグリセライド) | ⑩血圧の測定 |
| (LDL-コレステロール) | ⑪心電図検査 |
| (HDL-コレステロール) | ⑫腹囲検査 |

受診料 医療機関の協力により **7,500円**で受診できます。
(利用割引券の使用でさらに安くなります。)

割引券 **利用割引券の額は、1枚が 1,500円に相当。**
①会議所会費持口数1口に対し..... 1枚(但し1人1枚)
②生命共済加入1人に対し..... 1枚
③生命共済総加入口数3口毎に..... 1枚

★お1人、1枚～3枚(1,500円～4,500円)の割引が受けられます。

申込方法 申込書により随時受け付けします。ただし定員になり次第締切ります。

申込み期間 平成24年7月1日～平成24年11月18日

利用方法 **受診期間 平成24年8月1日～平成24年11月30日**の4ヶ月の間に
割引券に差額を加えて、指定医療機関で受診して下さい。

受診者数 1,000名

検診機関 指定医療機関

その他 この検診項目以外に追加されて受診される場合は、その検診料は別途ご負担下さい。
利用割引券は、譲渡や売却することはできません。

会議所会員事業所健康診断推進事業
 生命共済加入事業所
 利用割引券申込書 兼 受領書

住 所		TEL	
事業所名			
代表者名	印	担当者名	
従業員数	名 (パート、アルバイトは員数には入りません。)	資本金	万円
会員加入口数	口	生命共済加入人数	名
		生命共済加入口数	口

	利 用 者 名	※ 処 理 欄				
		発行割引券NO	利用割引券NO	利用病院名	支払日	摘 要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

1. ※処理欄には記入しないで下さい。
2. 申込書の内容が適正であれば、申込みと同時に利用割引券を交付しますので受領印（私印でもよい）をご持参下さい。
3. 利用割引券の売却及び譲渡は禁じます。

鳥栖商工会議所 御中

平成 年 月 日
上記について受領しました。
受領者名 印